

平成 31 年 2 月 26 日

池友会健康保険組合
理 事 長 藤 井 茂



平均標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定による、当組合に移行した事業所の平成 30 年 9 月 30 日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び平成 31 年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

記

1. 平成 30 年 9 月 30 日現在の平均報酬月額 342,673 円
2. 平成 31 年度における平均標準報酬月額（等級） 340,000 円（24 等級）
3. 適用時期 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

＜注意＞上記 2. の平均標準月額は、任意継続被保険者の平成 31 年度における上限額として適用されるものです

以上